

愛媛県西予警察署協議会会議録
(令和6年度第3回)

日時	令和7年2月18日（火） 午後3時30分から午後5時00分の間	
出席者	1 警察署協議会 会長以下8人 2 警察署 署長以下9人	
議事概要	1 開会の辞	
	2 会長挨拶（要旨） 先般の大雪では、生活に様々な影響が出る中、交通事故処理をはじめ、昼夜を問わず多くの警察官が活動している姿を拝見したところであり、改めて日々の警察活動にお礼申し上げる。 委員におかれては、活発な会議となるよう積極的な意見を願います。	
	3 署長挨拶（要旨） 昨年の県内及び管内の治安情勢の概要を説明後、「本日は忌憚のない意見をいただき、警察活動へ反映してまいりたい」と述べた。	
	4 業務推進結果報告、業務推進計画の説明 令和6年9月から12月の業務推進結果、令和7年1月から4月の業務推進計画について、各課長が説明した。 各委員からの意見に対し、署長が回答、説明した。	
	5 諮問及び答申 諮問事項について、各委員からの答申を事前に集約し、署長が答申に対して回答した。	
	諮問	答申（要旨）
	(1) 令和7年愛媛県警察運営目標	○ 運営目標に向かって推進をしていただきたい。 ○ 特殊詐欺等の被害防止対策をしていただきたい。
	(2) 速度取締り指針について	○ 通学路や街中などの生活道路でも取締りもしていただきたい。 ○ パトカーや警察官の姿を見せる活動を推進していただきたい。

6 主な質疑・応答

(委員) 国道などの幹線道路だけではなく、通学路や街中などの生活道路でも取締りを実施していただきたい。

(署長) 過去 10 年間の管内の交通重大事故発生状況を分析した上で、幹線道路を速度取締りの重点路線として選定しているが、中央線などがない幅員が概ね 5.5 メートル以下のいわゆる生活道路の法定速度については、令和 8 年 9 月から 30km/h に引き下げられる予定となっている。宇和町の商店街など現状で指定速度が定められている、いわゆる生活道路においても周辺住民の要望に沿った形で取締りを実施してまいりたい。

(委員) 自転車利用者が携帯電話を使用している姿をよく見かけることから、速度違反だけでなく、自転車利用者の取締りや指導も強化をしていただきたい。

(署長) 自転車利用者の交通違反については、既に昨年 11 月からいわゆる「ながら運転」と「酒気帯び運転」が取締り対象となっている。
さらに、信号無視や指定場所一時不停止、携帯電話使用などの違反行為についても、来年中にはいわゆる青切符での検挙が可能となることから、違反行為であることの周知、広報を行うとともに取締りの強化にも努めてまいりたい。

7 協議会開催状況

